

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 松谷 正俊



2月の税務・労務

12月決算法人の確定申告	
6月決算法人の中間申告	2月中の
3、6、9月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税1月分納期限	2月10日(金)
社会保険料・子ども子育て拠	2月28日(火)
出金(1月分)納付期限	
贈与税の申告受付開始	2月1日(水)
所得税・個人住民税の申告	2月16日(木)
受付開始	
固定資産税(都市計画税)第	各市町村の指
4期分の納付期限	定日

2月の行事・業務案内

- 1(水) 贈与税の申告受付開始
- 3(金) 節分
- 4(土) 立春
- 11(土) 建国記念日
- 14(火) バレンタインデー
- 16(木) 所得税・個人住民税の確定申告
受付開始
- 18(土) 雨水



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5
 松葉ビル3階
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:
 info@kskj.jp
 税理士法人・株式会社 京阪総合会計事務所
 【株式会社京阪総合会計事務所提携業務】
 (生命保険)大同生命、NN生命、三井住友あいお
 い生命(損保)ユナイテッド・インシュアランス(株)
 (ビジネスソフト取次)弥生会計、ミロク情報サービ
 ス(飲食コンサル)日本フードアカウンティング協会
 (不動産)福屋不動産販売 他

平成28年分確定申告特集

期限内申告が絶対要件の特例もあります。手続きをお忘れなく

平成28年分確定申告の時期がきました。

所得税の確定申告は、その年分の所得金額の合計額が所得
 控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額
 が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計
 額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。
 提出期限は3月15日です。(2ページ参考)

しかし、給与の収入金額が2000万円以下で、かつ、1
 か所から給与の支払を受けており、その給与の全部について
 源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額
 が20万円以下である人等は確定申告の必要がありません。
 また、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、か
 つ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が
 20万円以下である場合にも確定申告の必要はありません。

一方、医療費控除や寄附金控除を適用する場合は
 確定申告を通じて税金の還付手続きを行います。

有利選択ができる制度は期限内申告が原則です

上場株式の売買損失の繰越控除や利子配当との損益通算、配当
 控除の適用など、有利選択ができる制度もあります。しかし、そ
 の判断基準は条件設定が複雑な上に期限内申告が必須の制度もあ
 ります。必要な資料は確実にご用意をお願いします。(3ページ
 参考)

贈与税は1年間に贈与を受けた額が110万円を超えた場合、
 申告義務があります。また、相続時精算課税などの特例は期限内
 申告が適用の絶対要件です。お忘れのないように確実にご連絡く
 ださい。



今号の紙面

- 確定申告特集 ～手続きをお忘れなく～
- 今年の確定申告のポイント
- 金融商品にかかる税金
- 日本版インボイス制度／平成33年から導入される適格請求書制度って？ ～免税業者がいなくなる？!
- Q&A 国外居住親族の扶養証明が義務化。送金証明は子どもへの送金証明も必要？!

今年の確定申告のポイント (確定申告チェック表)

	項目	チェック項目
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等には収支内訳書が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は原本の添付が必要です。(電子申告の場合は5年間の本人保管)
		給与所得以外の所得が20万円以下であっても、医療費控除など還付申告をする場合は20万円以下の所得も申告が必要です。
		他の所得と損益通算ができる損失は、不動産・事業・山林所得です。譲渡所得については特定の居住用財産や一定の動産の売却の場合に損益通算することができます。
所得控除	医療費	株の譲渡や先物取引、FXの損失は、申告により繰り越すことができます。
		差額負担金から10万円(又は所得金額の5%のいずれか低い方)を引いた残額が控除対象で、領収書の添付が必要です。(電子申告の場合は5年間の本人保管)
		補てん金は未収であっても見積もりにより控除します。
		同居していなくても生計を一にする親族にかかる分(田舎の親等)も適用できます。
	寄付金	控除対象範囲に、平成24年4月1日以後に支払った介護福祉士による喀痰(かくたん)吸引等及び認定特定行為業務事業者による特定行為に係る費用の自己負担が追加されています。
		領収書、証明書の添付が必要です。(電子申告の場合は5年間の本人保管) 限度額は所得金額の40%、特定寄付金の額から控除する金額(適用下限額)は2千円です。 政党やNPO等への寄付金税額控除等の選択と有利判定をしましたか? ※下記に記載
	小規模共済	支払った小規模共済掛金、個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金の合計額。控除の対象となる掛金に、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金が追加されています。
	生命保険料	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除。(各最高4万円の控除額)
		平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除。(各最高5万円の控除額。ただし上記保険料との合計で計算の場合は最高4万円)合計額が12万円を超える場合は、最高12万円が限度となります。
	損害保険料	平成18年以前に契約した長期損害保険(保険期間10年以上)の保険料は控除対象。
	地震保険料	地震保険は支払額(5万円上限)で、損害保険料と併用での控除も可能です。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成6年1月2日～平成10年1月1日生まれ)の控除額は63万円です。
寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚…扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば制限なし ②死別…扶養親族なしの場合、合計所得が500万円以下 ③特別の寡婦…扶養親族である子を有し、かつ合計所得が500万円以下 (2)寡夫 死別・離婚とも生計を一にする子があり、かつ合計所得が500万円以下	
配偶者特別控除	合計所得金額が1000万円を超える場合や、配偶者が事業専従者である場合は適用できません。	
障害者控除	一般の障害者27万円・特別の障害者40万円・同居特別障害者75万円。	
税額控除	配当控除	外国法人の利息、収益分配などの配当は含みません。 課税所得が1000万以下の場合は10%、それを超える場合は5%になります。
	住宅ローン控除	平成19年1月1日から平成28年12月31日までに入居し住宅ローンを受けている場合。一定の条件に合致した場合、住民税からローン控除を受けることができます。
	特定住宅改修控除	バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、特定三世代同居対応改修工事をし、平成21年4月1日から平成31年6月30日までに入居した場合、ローンの有無に関係なく一定の要件のもとで税額控除を受けることができます。
	住宅耐震改修控除	家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合。
	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅の新築又は新築で購入して、平成21年6月4日以後に入居し、一定の要件を満たした場合の適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

※【その年に支払った政党・認定NPO・社会福祉法人等に対する寄付金の額の合計額－2千円】

×(30%または40%)=政党等寄付金特別控除(100円未満の端数切り捨て)

有価証券の売買・配当・分配金の税金は、かなりややこしい



特定口座の「源泉徴収あり口座」を選択している場合、申告分離の範囲で自動的に損益通算されます。しかし、損失のみで翌年に繰り越す場合や複数社を利用されている場合で、一部に損失が出ている場合は申告が必要です。また、前年から損失を繰り越している場合で、今年取引がなかった場合も、損失の繰越のための申告が必要になります。（■は申告分離また源泉分離、総合等選択可）

	商品	課税対象	所得種類	課税方法		
				申告分離	源泉分離	総合課税
株式	国内上場株式	売却益	譲渡	損失通算繰越○		
		配当金	配当	分離内通算○		配当控除適用○
	国内非上場株式	売却益	譲渡	非上場内通算可		
		配当金	配当			配当控除適用○
	外国上場株式	売却益	譲渡	損失通算繰越○		
		配当金	配当	分離内通算○		配当控除適用×
投資信託	株式投資信託 (国内・国外)	売却益 解約益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○		
		分配金	配当	分離内通算○		国内のみ配当控除適用○
	公社債投資信託 (国内・国外)	売却益 解約益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○		
		分配金	利子	分離内通算○		
	外貨MMF	売却益	譲渡	分離内通算○		
		分配金	利子	分離内通算○		
債券 (特定公社債)	国内債券	利付債 売却益 償還差益	譲渡	損失繰越通算○		
		利子	利子	分離内通算○		
	割引債	売却益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○		
		売却益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○		
	外国債券	利付債 売却益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○		
		利子	利子	分離内通算○		
割引債	売却益 償還差益	譲渡	損失通算繰越○			
FX	FX	為替差益	雑	申告必要 店頭FX及び先物取引との損益通算可能 損失の3年繰り越し控除可能		
		スワップ金利				
適用税率(所得税・住民税)				20.315% (所得税15%、復興税0.315%、住民税5%)	15~55% (所得税+住民税)別途復興税2.1%	

詳しくは担当者まで

平成33年と先の話ですが…

消費税のインボイス制度が導入されると 免税業者がいなくなる？ 簡易課税制度が縮小？



平成33年から日本でもインボイス制度（適格請求書等保存方式）が採用されます。インボイスとは「送り状」の意味で、商品提供の際に商品の明細（納品書）と金額（請求書）に加えて消費税がいくら含まれているかを表示する「書類」です。

従来は消費税の計算は「帳簿方式」

で計算しており、その基礎資料は「請求書保存方式」を採用しています。消費税の転嫁の有無に関係なく請求書などの書類を基礎に課税仕入れ額を帳簿に転記して計算しています。

これが平成33年4月から廃止（移行期間が設けられる予定）され、課税事業者として税務署に登録された事業者のみが消費税額を加算した「適格請求書（インボイス）」を発行することができます。

この制度が導入されれば、課税事業者が発行した適格請求書のみが課税仕入れとなります。このため、インボイスを導入している外国では免税業者が

取引先から外されることとなります。

一方、消費税が転嫁できるのは課税事業者として登録された事業者に限られます。免税事業者は消費税を価格に転嫁できません。仕入れなどに消費税がかかっても転嫁することができませんので、結果として利益を圧迫することになります。

また、インボイス制度の普及のために韓国で運用されている申告制度も検討されています。全取引を国税庁に申告するシステムで、売上や仕入れにかかる取引のデータにマイナンバーを付記して申告する制度です。

取引の大部分が把握できるため簡易課税制度を廃止または基準額を減額する議論もあります。

結果として事業者の手間が増えることとなります。まだ先ですが、覚えておいてください。

なお、軽減税率の適用される飲食業には、軽減税率及びインボイス対応のレジ導入のための補助金制度が行われています。

Q&A コーナー

国外居住扶養親族の証明は？

私の妻は外国人です。私は日本で日本にすることが多いのですが、妻は子供の教育環境を考えて本国で子育てしています。私もその方がベストと考え賛成しました。ところで、日本国外に居住する親族を扶養している証明は、妻への送金だけでよいですね。



対象者への送金でなければ認められません

国外居住親族の証明は親族関係の証明に加えて送金関係書類の提出が必要です。国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。ご質問のように、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合は、その送金に係る送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。

一般的には、子どもの保護監督者である母親に送金し、母親が同居する親族の面倒見るのが常識的な考え方だと思います。しかし、政令を改正した財務省の役人は、そのように考えなかったようです。

この背景には、外国に100人もの子どもと実態のない養子縁組して扶養親族とした事件がありました。税制調査会で問題となりこの対策としてとられた措置です。一部の不心得者が原因ですが、今後の取扱の見直しが求められると考えます。